



規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。)

二 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動(営業者が宿泊しようとする者に対する障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取りを行つたことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く)を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの。

**第六条** 法第七条第一項又は第二項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第三項の規定によりその携帯する証票については、別に定める。

**第七条** 第四条に規定する届出の期限が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四条の二第一項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。

**附 則** (昭和二十五年四月一日厚生省令第

この省令は、公布の日から、これを施行す

る。

**附 則** (昭和二十五年四月一日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三一年九月二二日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三一年八月一日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四五年七月六日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和四五年六月一〇日厚生省令第

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五二年一月一八日厚生省令第

この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和五五年五月一日厚生省令第

この省令は、昭和五十五年六月一日から施行する。

**附 則** (昭和五五年五月一日厚生省令第

この省令は、許可、認可等の整理に関する法

律(昭和五十四年法律第七十号)の一部の施行の日(昭和五十五年六月一日)から施行する。

**附 則** (昭和六〇年一二月二四日厚生省令第

この省令は、許可、認可等の整理に関する法

律(昭和五十四年法律第七十号)の一部の施行の日(昭和五十五年六月一日)から施行する。

1 令第四七号抄  
令第六六号  
附 則 (昭和六三年一二月二〇日厚生省令第六六号)  
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日厚生省令第四七号)抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二七日厚生省令省令第四〇号)  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二五日厚生省令省令第四八号)  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二四日厚生省令省令第七号)  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二四日厚生勞働省令省令第六四号)  
この省令は、平成二十四年三月三〇日厚生勞働省令第六六号抄  
この省令は、平成二十八年三月三一日厚生勞働省令第六六号抄  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生勞働省令省令第六六号)  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日厚生勞働省令省令第六六号)  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日厚生勞働省令第四六号)  
この省令は、令和元年九月一三日厚生勞働省令第四六号抄  
この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。ただし、第十一条(職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。)の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条、第七条、第十二条(同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。)第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年七月一四日厚生勞働省令第一四〇号)抄  
この省令は、令和二年七月十五日から施行する。この省令は、令和二年七月一四日厚生勞働省令第一四〇号抄  
この省令は、令和二年七月十五日から施行する。

附 則 (令和五年八月三日厚生勞働省令第一〇一号)抄  
この省令は、令和二年七月十五日から施行する。

法等の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(令和五年十二月十三日)から施行する。

改正法附則第三条第二項の方法は、旅館業法第五条第一項第一号又は第三号に掲げる場合ごとに、宿泊を拒んだときの理由等の記録及び保存の方法

(宿泊を拒んだときの理由等の記録及び保存の方法)

この省令は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業